

平成 27 年度ごみ処理基本計画
アクションプログラム

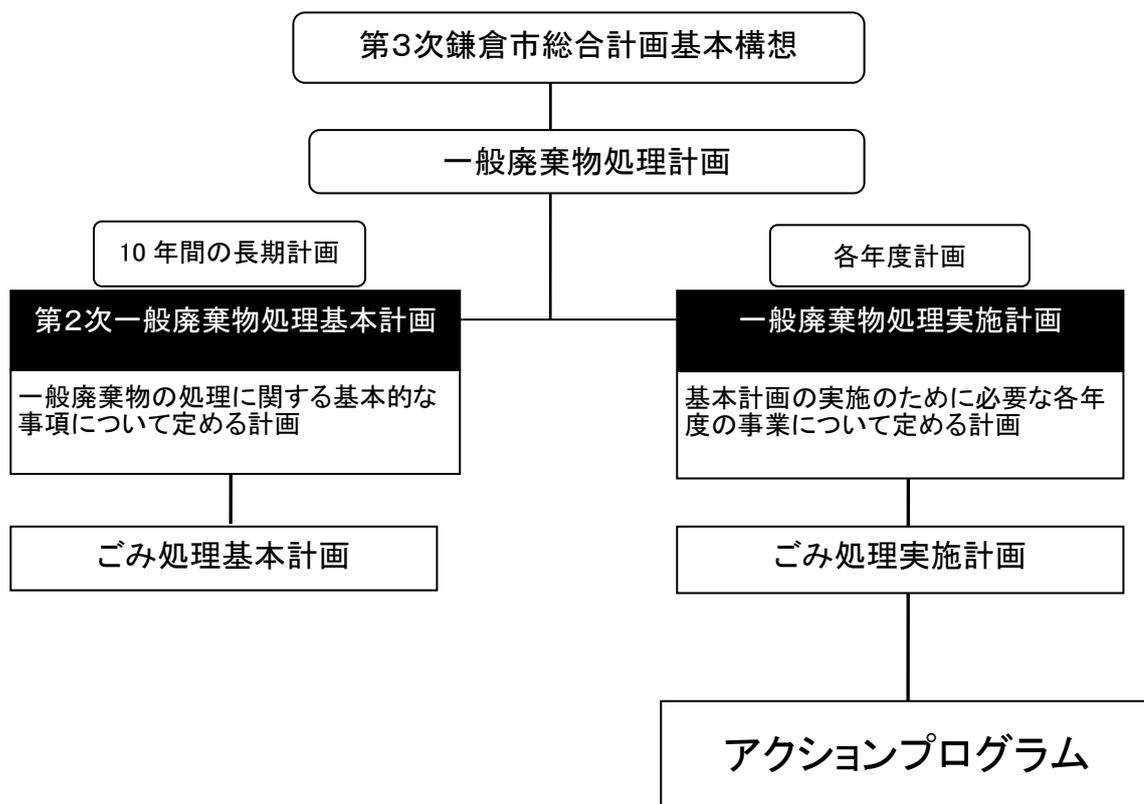
アクションプログラムの背景

平成 18 年 10 月に平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間を基本計画とする第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、5 年目にあたる平成 22 年度には中間的な見直しをすることとしていました。

この 5 年間の推計人口と実際の人口動態の乖離、ごみ処理広域化及び生ごみ資源化施策の検討、国の廃棄物処理に関する法制度の改正などを踏まえた計画の改定が必要であったことから、平成 23 年 6 月 13 日にごみ処理基本計画の中間見直しを行いました。

中間見直し後のごみ処理基本計画は、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間を計画期間とし、市民、事業者、行政の連携・協働によるごみ減量・資源化を推進するものであり、毎年度ごとに着実なごみ焼却量の減量が求められるものであることから、計画的で着実な事業の推進を図るため、具体の施策を定めたものがアクションプログラムです。

また、平成 25 年度以降については、ごみ処理基本計画（中間見直し）を再構築いたしましたが、今回、平成 23 年度から 26 年度にかけてのごみ減量・資源化施策ごとの実績を踏まえ、平成 27 年 6 月 8 日に平成 27 年度アクションプログラムを策定しました。



減量・資源化対策の実施事業のスケジュール

(第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)(再構築) P 29)

主な実施事業	25年度	26年度	27年度
家庭・地域に対する働きかけ			
家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化	戸別収集 一部実施	全市実施	
家庭での取り組み (家庭用生ごみ処理機の普及等)	継続実施		
臨時ごみ・持込みごみの ごみ処理手数料の改定		実施	
事業所・商店街に対する働きかけ			
事業所での資源物分別徹底	継続実施		
事業所での取り組み (事業系ごみ処理手数料の改定等)		実施	
多量排出事業所における生ごみ資源化 (大型生ごみ処理機の普及)	継続実施		
	助成制度実施		
小規模施設による生ごみ減量		モデル事業	検討
その他のごみ減量・資源化の方策			
リサイクルの推進－資源化品目の拡大			
竹・笹・シュロ類	継続実施		
布団・畳・木質廃材	継続実施		
家庭系製品プラスチック		実施	
市民、事業者、行政が一丸となった取り組みの推進			
鎌倉のごみ減量をすすめる会の活動	継続実施		

上記のスケジュールに基づき、次の7項目の重点項目により進行管理を行います。

- 重点項目1 家庭系燃やすごみ等の戸別収集・有料化
- 重点項目2 家庭での取り組み
- 重点項目3 事業所での取り組み
- 重点項目4 多量排出事業所における生ごみ資源化
- 重点項目5 小規模施設による生ごみ減量
- 重点項目6 資源化品目の拡大(製品プラスチックの資源化)
- 重点項目7 新たな減量・資源化方策の検討

重点項目 4

多量排出事業所における生ごみ資源化

事業所のうちごみ排出量が毎月3トン以上等の基準を超えるものは、多量排出事業所として、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例により「減量化及び資源化計画書」の市への提出が義務付けられています。

本市内には毎年度約50事業所の多量排出事業所があり、個別に訪問し、ごみ減量・資源化への取組みを依頼しています。

事業系ごみの多くを占める生ごみの資源化は、排出量の多い多量排出事業所で実施することが、収集運搬のコスト軽減から効率的です。このため、多量排出事業者に対して、生ごみ資源化事業者へ処理委託するなど、生ごみを自主的に資源化するよう要請していきます。

また、大型生ごみ処理機による生ごみの減量を推進するため、平成26年8月より事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設しており、引き続き排出事業者はこの制度を周知し、大型生ごみ処理機の設置を促進していきます。

アクション	平成27年度目標			ごみ焼却削減量860 t								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 多量排出事業所の抽出	←→											
○ 「減量化及び資源化計画書」の提出	←→											
○ 多量排出事業所への訪問調査、生ごみ資源化の啓発				←→								
○ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用	←→											
○ 大型生ごみ処理機モデル機の検証	←→											

ごみ焼却削減量 860 t の積算根拠

- ① 多量排出事業所による生ごみ資源化：838 t
- ② 大型生ごみ処理機による生ごみの減量：22 t

重点項目 7

新たな減量・資源化方策の検討

循環型社会を形成するためには、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）に重点を置いた取り組みを積極的に推進するとともに、今後も引き続きリサイクルを推進していく必要があります。ごみ処理基本計画（再構築）では、こうした考え方に基づき、さまざまなごみ減量・資源化施策を着実に推進し、平成 27 年度末にはごみ焼却量を 3 万トン以下に削減することとしています。

平成 26 年度は、平成 27 年度から燃やすごみの炭化や R P F 化に向けて検討を進めてきましたが、年度内での制度構築には至りませんでした。また、紙おむつの固形燃料化についても、資源化ルートが確保できていないことから、その見通しが立っていない状況です。

引き続き、資源化事業者の確保に向けた情報収集に努めるとともに、平成 27 年度事業実施に向けた調査・検討を進めていきます。

アクション	平成27年度目標			ごみ焼却削減量1,700 t									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 新たな減量・資源化方策の調査・検討	←—————→												
○ 燃やすごみの資源化							○ (予定)	—————→					

ごみ焼却削減量 1,700 t の積算根拠

- ① 燃やすごみの資源化：1,700 t

R P F と R D F の違い

・ R P F (Refuse Paper & Plastic Fuel) とは

主に原料は産業廃棄物が多いため、一般廃棄物と比較して異物混入が少なく、紙や木、プラスチックで構成されており、製品の発熱量は 6,000～10,000kcal/kg とカロリーが高く、品質の高い製品を安定して製造することができる。

・ R D F (Refuse Derived Fuel) とは

主に原料は一般廃棄物のため、厨芥ごみ、不燃物、塩ビ等が混入し、厨芥ごみに含まれる水分により、製造には乾燥工程が必要であり、製品の発熱量は 3,000～6,000kcal/kg とカロリーが低く、燃料価値としては R P F よりも劣る。